# 有機 JAS 認証を取得した生産者及び加工食品事業者の皆様へ

鹿屋市では、環境に配慮した農業を推進することを目的に、有機農産物の生産者及び加工食品事業者に対して有機 JAS 認証の取得に要する費用の一部を助成します。

## 新規認証料の支援

| | |
|---|---|
| 制度概要 | 有機 JAS 認証の新規取得に係る認証料の一部を補助<br>（※令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの期間に新規で取得した費用の補助） |
| 対象者 | 鹿屋市内に住所又は事業所を有する以下の農産物生産者及び加工食品事業者<br>農業者、農事組合法人<br>農事組合法人以外の農地所有適格法人<br>特定農業団体、その他農業者の組織する団体 |
| 対象経費 | 新規認証申請料 |
| 補助率 | 定額（上限　１万５千円） |

## 認証手数料の支援（新規及び既存取得者）

| | |
|---|---|
| 制度概要 | 有機 JAS 認証の取得に係る費用の一部を補助<br>（※令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの期間に有機 JAS 認証を更新又は面積拡大した場合の取得費用の補助） |
| 対象者 | 鹿屋市内に住所又は事業所を有する以下の農産物生産者及び加工食品事業者<br>農業者、農事組合法人<br>農事組合法人以外の農地所有適格法人<br>特定農業団体、その他農業者の組織する団体 |
| 対象経費 | 登録認証機関に対して直接支払う認証に係る調査手数料等（ただし、審査員の旅費、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シール等は補助対象外） |
| 補助率 | １/２以内<br>●上限額　個人：８万７千円、法人・団体：17 万５千円 |

※申請書等の詳細は裏面をご確認ください。

申請先：鹿屋市農林水産部農政課、各総合支所産業建設課
申請期間：随時（但し、令和９年３月 31 日（水）まで）

【問合せ先】
鹿屋市　農林水産部　農政課　生産流通係
TEL：０９９４-３１-１１１７

# 申請に関するＱ＆Ａ（R8.4.1 更新）

**Q** いつまでに認証を取得したほ場（施設）が対象となりますか？

**A** 令和８年４月１日（水）～令和９年３月 31 日（水）の期間に取得したほ場（施設）が対象となります。

**Q** 有機ＪＡＳ認証を農産物生産者と加工食品生産者それぞれで取得している場合、補助上限額はどうなりますか。

**A** 農産物生産と加工食品それぞれで補助上限額までの申請が可能となります。

**Q** 年度中に複数回認証を受けた場合、申請は１回に限りますか？

**A** 回数制限は設けておりませんので、複数回申請は可能ですが、同一ほ場の申請は１回に限ります。なお、ほ場が異なる場合でも、支援額の上限内で交付します。

**Q** 国の環境保全型農業直接支払交付金等の補助を受けている場合、申請できますか？

**A** 申請は原則可能ですが、他の補助金の要件次第では併用ができない場合がありますので、事前に申請要件をご確認ください。なお、併用して申請する場合、既に補助を受けた額を除いて交付します。

**Q** 転換中のほ場は、申請できますか？

**A** 転換期間中のほ場であっても申請は可能ですが、協会等の認証機関が発行する有機ＪＡＳ認証書を取得している場合に限り、申請が可能です。

**Q** 申請にはどのような書類が必要になりますか？

**A** 補助金申請書に加えて以下の資料が必要になります。

- 認証機関が発行するＪＡＳ認証の審査結果が分かる書類
- 認証ほ場面積が分かる書類（有機加工食品の生産工程管理者にあっては、認証加工施設が分かる書類）
- 認証手数料が分かる請求書等
- 市税の滞納がないことを証明する書類

その他、必要に応じて書類を求める場合があります。
申請書類等詳しくは、市ホームページをご確認ください。